

## 訪問看護サービス費

### (訪問看護・介護予防訪問看護)

訪問看護ステーション サンビレッジ新生苑  
大垣出張所：まちなか訪問看護ステーション  
岐阜出張所：シティタワー訪問看護ステーション

基本的には介護保険が優先されますが、医療保険対象者となる方はかかりつけ医の指示書・診断に基づきます。介護保険・医療保険対象者ともに、かかりつけ医の訪問看護指示書が必要となります。

### (介護保険対象者)

- (1) 介護保険給付対象サービス費・・・・・・・・地域区分算定前単価 (1単位：10円)
- 大垣市：7級地 (1単位：10円=10.21円)
- 岐阜市：6級地 (1単位：10円=10.42円)

#### 【自己負担に関する留意事項について】

- ・ 自己負担割合について：利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときはその1割又は2割、3割の額となります。保険者から発行された「負担割合証」に基づきます。

#### (自己負担金：算定方法)

1ヶ月保険給付対象サービス費合計×地域区分単価/1単位=保険対象総額(円未満切捨) …①

①×0.9又は0.8、0.7(負担割合による)=国保連請求額(円未満切捨) …②

① - ② = 自己負担金

#### ① 基本サービス (1回の訪問につき)

- ・ 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する利用者、同一建物に居住する利用者に訪問する場合、9割の利用料となります。利用回数により対象とならない場合があります。
- ・ 准看護師は、看護師の9割の利用料となります。

#### ○看護職員による訪問

		20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
要支援 1～2	日中	303単位	451単位	794単位	1,090単位
	夜間・早朝	379単位	564単位	993単位	1,363単位
	深夜	455単位	677単位	1,191単位	1,635単位
要介護 1～5	日中	314単位	471単位	823単位	1,128単位
	夜間・早朝	393単位	589単位	1,029単位	1,410単位
	深夜	471単位	707単位	1,235単位	1,692単位

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）による訪問・・・岐阜、大垣出張所に限る

要介護1～4一律	2,961単位/月
要介護5	3,761単位/月

- ・月途中で医療保険対応、ショートステイサービスを利用した場合、日割り計算（減額）を行います
- ・サービス提供体制強化加算  
厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所の場合 50単位/月…加算されます

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問

		20分以上 40分未満	40分以上 60分未満	60分以上 80分未満
要支援 1～2	日中	284単位	568単位	426単位
要介護 1～5	日中	294単位	588単位	795単位

- ・理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の訪問看護をご利用の場合、利用開始時及び利用者の状況変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問をさせていただきます。
- ・1週間に6回が限度となります
- ・厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、個々の訪問条件又は算定基準により、1回につき8単位を所定単位数から減算される場合があります
- ・（要支援の方）12か月を超えてサービスを提供した場合  
8単位減算している場合はさらに15単位減算、  
8単位減算していない場合は1回につき5単位を所定単位数から減算

② 加算費（ご利用される方の容態、状況に応じて次の加算が掛かる場合があります）

区 分	自己負担金	同意
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所の場合 （勤続年数7年以上の者が30%以上）	6単位/回	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 24時間対応（緊急時の相談・助言・訪問） 訪問時は上記の①基本サービス費が別途必要になります。	600単位/月	
特別管理加算（Ⅰ） 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態	500単位/月	
特別管理加算（Ⅱ） 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を越える褥創の状態等	250単位/月	
退院時共同指導加算 入院中などに訪問看護師が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導、その内容を提供した場合	600単位/回	

初回加算(Ⅰ) 病院又は診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合	350単位/月	
初回加算(Ⅱ) 新規または一時中止後2カ月以上後に訪問看護を提供した場合 病院又は診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合	300単位/月	
複数名訪問加算(Ⅰ) 同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	30分未満 : 254単位/回 30分以上 : 402単位/回	
複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合	30分未満 : 201単位/回 30分以上 : 317単位/回	
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象の方に通算1.5時間以上訪問した場合	300単位/回	
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、医療保険併用の場合は1日以上訪問看護(ターミナルケア)を行った場合	2,500単位 /死亡月	
看護・介護職員連携強化加算 訪問介護と連携し痰吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護に対する助言などを行った場合	250単位/月	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 中山間地域に居住する方へ訪問した場合	100分の5を加算/回	

(2) 介護保険給付対象外サービス費

区分	利用料 (※課税対象サービスにつき、内税にて表示させていただきます)	同意
交通費	池田町、揖斐川町(春日・谷汲・坂内・旧久瀬・旧藤橋地区を除く)、大野町、神戸町、大垣市(上石津町を除く)、岐阜市(早田・島・金華・京町・本郷・明德・木之本・徹明・梅林・本荘・鏡島・白山・華陽・長森北・長森東・長森南・長森西・厚見・加納・加納西・三里・市橋・河渡・茜部・鶉地区)、安八町、瑞穂市、本巣市(旧根尾村を除く)、北方町 通常のサービス実施区域を越えた地点より：※33円/km 駐車料金 有料の駐車場を利用した場合は、実費負担(但し、岐阜市を除く)	
エンゼルケア (死後の処置)	お亡くなりになられた時、全身の清拭等の処置をさせていただきます 日中 (8:00~18:00) ※11,000円 早朝・夜間 (6:00~8:00、18:00~22:00) ※16,500円 深夜 (22:00~6:00) ※22,000円	

- ・ 中重度の利用者における短期入所生活介護中の訪問看護の利用可
- ・ キャンセル料 事由によって頂く場合があります(1回の利用料)  
サービス利用当日の朝8:30までにご連絡なく、キャンセルされた場合(但し急病時は除く)

## (医療保険対象者)

### (1) 基本利用料

30分以上1時間30分未満…看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 一律の料金

医療保険証の負担割合に基づいて、料金を頂きます。

身体障害者手帳3級以上お持ちの方は福祉医療費受給者証のご提示により利用料が無料となります。また疾患により公費負担制度が該当になる方は負担金も一部変わります。

※基本利用料は健康保険法等の改正により負担額の変更があります

※キャンセル料・・・500円/回（事由によって頂く場合があります）

（ご利用当日の朝8：30までに連絡なくキャンセルされた場合。但し急病時は除く）

### (2) 実費負担料

交通費	片道1km以上：※33円/km 駐車料金 有料の駐車場を利用した場合は、実費負担
休日時間外 訪問	※1,100円/30分

### (介護保険、医療保険以外のサービス)

特別な事情による事業の実施 (介護保険法による訪問看護 サービスを行う場合を除く)	訪問介護では、対応できない場合家 族より看護師派遣の依頼があった 場合等	※5,500円/30分
---	--	-------------

(※課税対象サービスにつき、内税にて表示させていただきます)